

熊本県公報

号外 第 17 号の 2
平成 17 年 3 月 25 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(自然保護課) 2
○熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(") 2
○熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(") 2
○熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 課) 6

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

- 1 熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例(平成16年熊本県条例第55号)第2条の施行期日を平成17年4月1日とすることとした。

◇熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 道路運送法(昭和26年法律第183号)の引用字句を改めることとした。(第2条関係)
- 2 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の一部改正に伴い、引用条項を改正することとした。(第10条、第12条、第24条関係)
- 3 電気事業法(昭和39年法律第170号)の一部改正に伴い、引用条項を改正することとした。(第24条関係)
- 4 鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)の一部改正に伴い、引用条項を改正することとした。(第24条関係)
- 5 熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)の全部改正に伴い、引用条項等を改正することとした。(第10条関係)
- 6 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1及び3から5までの改正規定については、公布の日から施行することとした。

◇熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 電気事業法(昭和39年法律第170号)の一部改正に伴い、引用条項を改正することとした。(第13条関係)
- 2 水道法(昭和32年法律第177号)の一部改正に伴い、引用条項を改正することとした。(第13条関係)
- 3 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の一部改正に伴い、引用条項を改正することとした。(第13条、第17条関係)
- 4 都市計画法(昭和43年法律第100号)の一部改正に伴い、引用条項を改正することとした。(第13条、第17条、第19条関係)
- 5 熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)の全部改正に伴い、引用条項を改正することとした。(第13条、第17条関係)
- 6 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の引用条項を改めることとした。(第13条関係)
- 7 道路法(昭和27年法律第180号)の引用条項を改めることとした。(第16条関係)
- 8 河川法(昭和39年法律第167号)の引用条項を改めることとした。(第17条関係)
- 9 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の一部改正に伴い、引用条項等を改正することとした。(第17条関係)
- 10 国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)及び地方独立行政法人法(平成15年7月16日法律第118号)の制定に伴い、大学に関する規定を改めることとした。(第17条、第19条関係)
- 11 森林法(昭和26年法律第249号)の一部改正に伴い、引用条項等を改正することとした。(第17条関係)
- 12 土地改良法(昭和24年法律第195号)の引用条項を改めることとした。(第17

条関係)

- 13 身分証明書について、写真貼付欄を削り、裏面に関連条文を記載することとした。(別記第8号様式関係)
- 14 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、2及び4から12までの改正規定については、公布の日から施行することとした。

◇熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則

- 1 指定試験機関が試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者のうち指定試験機関が指定するものは、電子情報処理組織を利用して、受験申込書に記載すべき事項等を指定試験機関に送信することによって、受験申込書等の提出に代えることができることとした。(第12条第3項及び第13条の2第3項関係)
- 2 商業登記法(昭和38年法律第125号)の一部改正に伴い、関係規定を整理することとした。(第16条第2項第1号関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第8号

熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

熊本県天草ビジターセンター条例の一部を改正する条例(平成16年熊本県条例第55号)附則第1項ただし書に掲げる規定の施行期日は、平成17年4月1日とする。

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第9号

熊本県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立自然公園条例施行規則(昭和47年熊本県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「一般自動車」を「一般自動車道」に改める。

第10条第12号中「第72条第1項」を「第115条第1項」に改め、同条第45号の11中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改め、同条第50号中「熊本県文化財保護条例(昭和30年熊本県条例第20号)第29条」を「熊本県文化財保護条例(昭和51年熊本県条例第48号)第37条」に、「県指定史跡名勝天然記念物」を「県史跡名勝天然記念物」に改める。

第12条第15号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第24条第1号の2中「第47条第4号」を「第47条第2号」に、「三種特殊索道」を「特殊索道のうち滑走式のもの」に改め、同条第5号中「第52条」を「第42条」に改め、同条第13号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第7号、第10条第50号、第24条第1号の2及び同条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第10号

熊本県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県自然環境保全条例施行規則(昭和48年熊本県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号ウ(ナ)中「第2条第7項」を「第2条第1項第16号」に改め、同号ウ(ヌ)中「第3条第7項」を「第3条第8項」に改め、同号ウ(ヘ)中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同号ウ(ホ)中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改め、同号ウ(マ)中「昭和30年熊本県条例第20号」を「昭和51年熊本県条例第48号」に、「県指定有形文化財」を「県重要文化財」に、「県指定史跡名勝天然記念物」を「県史跡名勝天然記念物」に改め、同号エ(ウ)中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に

改め、同条第4号エ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第16条第6号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第17条第1号イ中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同号エ中「同条第2号イ、ロ、ハ、ヌ若しくはル」を「同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲ」に改め、「施設（」の次に「同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、」を加え、「、公共施設用地」を「公共施設用地」に改め、同条第3号エ中「国立又は」を削り、「公立の大学」の次に「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。)」を加え、同条第7号イ中「第2項」を「第3項」に改め、同条第8号キ中「第2条第1号」を「第2条第2項第1号」に改め、同条第9号ア中「若しくは第2項」の次に「若しくは第25条の2第1項若しくは第2項」を加え、「第34条第2項第1号から第5号」を「第34条第2項各号」に改め、同号オ中「第57条」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同号カ中「第4条第5項」を「第4条第6項」に、「の認可を受けた」を「に協議し、その同意を得た」に改め、同号キ中「県指定有形文化財」を「県重要文化財」に、「県指定史跡名勝天然記念物」を「県史跡名勝天然記念物」に改める。

第19条第3号イ中「国立又は」を削り、同号ウ中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第39条関係）

（表）

第 号

身 分 証 明 書

この証明書を携帯するものは、熊本県自然環境保全条例（以下「条例」という。）に基づき、次のことを行うことができる職員です。

- 1 条例第28条第1項に規定する自然環境保全監視員としての権限
- 2 条例第29条第1項及び第29条の2第1項に規定する立入り等
- 3 条例第30条第1項及び第30条の2に規定する立入り等

所 属
職 名
氏 名

年 月 日交付
熊本県知事

印

(裏)

熊本県自然環境保全条例抜すい

(自然環境保全監視員)

第28条 知事は、自然環境を保全するため、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然環境保全監視員を命じ、第17条(第26条第9項において準用する場合を含む。)に規定する権限の一部を行わせることができる。

(報告及び検査等)

第29条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第14条第4項若しくは第15条第3項第6号の規定による許可を受けた者若しくは第16条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に自然環境保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第14条第4項各号、第15条第3項本文若しくは第16条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

第29条の2 知事は、緑地環境保全地域における自然環境の保全及び郷土修景美化地域における自然景観の保全のために必要な限度において、第26条第1項の許可を受けた者若しくは第22条第2項若しくは第26条第4項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第22条第1項各号若しくは第26条第3項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

(実地調査)

第30条 知事は、自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、

測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

第30条の2 前条第1項から第5項までの規定は、緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域における実地調査について準用する。この場合において、同条中「自然環境保全地域」とあるのは「緑地環境保全地域又は郷土修景美化地域」と、「保全計画」とあるのは「保全計画(修景美化計画を含む。以下同じ。)」と、「保全事業」とあるのは「保全事業(修景美化事業を含む。以下同じ。)」と読み替えるものとする。

(中止命令等)

第17条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第14条第4項若しくは第15条第3項の規定に違反し、若しくは第14条第5項(第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(郷土修景美化地域における行為の規制および届出等)

第26条 略

9 第17条の規定は、郷土修景美化地域の区域内における行為に対する命令について準用する。この場合において、同条中「第14条第4項若しくは第15条第3項」とあるのは「第1項」と、第14条第5項(第15条第4項において準用する場合を含む。))とあるのは「第2項」と、「前条第1項」とあるのは「第3項」と、「同条第2項」とあるのは「第4項」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条第1号ウ(ヌ)、同号ウ(ホ)、同号ウ(マ)、同号エ(ウ)、第16条第6号、第17条第1号イ、同号エ、同条第3号エ、同条第7号イ、同条第8号キ、同条第9号ア、同号カ、同号キ、第19条第3号イ及び同号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第11号

熊本県建築士法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築士法施行細則(昭和26年熊本県規則第27号)の一部を次のように改正する。第12条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第15条の17第1項の規定により知事が指定した者(以下「指定試験機関」という。)が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者のうち指定試験機関が指定するものは、電子情報処理組織(指定試験機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と受験申込みをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第13条の2第3項において同じ。)を利用して、指定試験機関が定める事項を指定試験機関に送信することによって、前項の規定による書面の添付に代えることができる。第13条の2中「又は木造建築士試験」の次に「(指定試験機関が二級建築士等試験事務を行うものを除く。)」を加え、「(法第15条の17第2項の規定により知事が指定した者(以下「指定試験機関」という。)が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。))を行う場合においては、指定試験機関。次条及び第15条第1項において同じ。))」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。
- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類
- ア 法第15条第1号又は第2号に該当する者 当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する書類
- イ 法第15条第3号に該当する者 同条第1号又は第2号のいずれかと同等以上の知識を有することを認定するに必要な資料となるべき書類
- (2) 実務経歴書(別記第4号様式)

第13条の2に次の2項を加える。

- 2 指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、受験申込書に、前項に掲げる書類(同項第2号に掲げる書類にあっては、指定試験機関の定める様式による書類)を添え、指定試験機関の定めるところにより、これを指定試験機関に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定試験機関が二級建築士等試験事務を行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者のうち指定試験機関が指定するものは、電子情報処理組織を利用して、受験申込書に記載すべき事項及び第1項第3号の写真に代わる指定試験機関が定めるところにより作成した電磁的記録を指定試験機関に送信することによって、受験申込書及び同号に掲げる書類の提出に代えることができる。第14条及び第15条第1項中「知事」を「知事又は指定試験機関」に改める。第16条第2項第1号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。